

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別お取扱いを実施いたします。

詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法適用地域の特別お取扱いについて〕

- 保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払い
お申し出により、提出書類を一部省略することで、保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

〔災害救助法の適用状況（内閣府発表）〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 29 年 7 月 5 日	【福岡県】 朝倉市（あさくらし） 朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら） <u>田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）</u>	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用
平成 29 年 7 月 5 日	【大分県】 日田市（ひたし） 中津市（なかつし）	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用

（下線は今回追加地域）

以上

【お問い合わせ先】